

# 加古川市パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いに関する要綱

令和5年4月10日

市長 決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「加古川市性の多様性の尊重に関する取組方針」に基づき、全ての市民が性の多様性を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、自分らしく、安心して暮らせる社会をめざし、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) L G B T Q + 性的指向、ジェンダーアイデンティティ等の性のあり方に関して少数である人をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が L G B T Q + であって、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップを形成している者及びその一方又は双方の子、親その他の近親者（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。以下同じ。）であって、家族として、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した当事者間の関係をいう。

(届出)

第3条 パートナーシップを形成している者であって次の各号のいずれにも該当するものは、当該パートナーシップにある旨を市長に届け出ることができる。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が当該届出に係る相手方以外の者とパートナーシップ又はこれに類する関

係を形成していないこと。

(5) 双方が近親者（養子縁組により近親者となった者を除く。）でないこと。

2 ファミリーシップを形成している者であって前項各号に掲げる要件を満たすパートナーシップを形成しているもの及びその一方又は双方の近親者は、当該ファミリーシップにある旨を市長に届け出ることができる。

(届出の方法)

第4条 前条第1項の規定によるパートナーシップの届出及び同条第2項の規定によるファミリーシップの届出をしようとする者（以下「届出人」という。）は、それぞれ必要事項を自書したパートナーシップ・ファミリーシップ届出書兼確認書（様式第1号。以下「届出書」という。）に次に掲げる書類（第1号に規定する市内への転入予定の事実を確認することができる書類を除き、いずれも当該届出をしようとする日前3月以内に発行又は作成されたものに限る。）を添えて、持参により市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップを形成している者に係る住民票の写し（市内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認することができる書類）

(2) パートナーシップを形成している者に係る戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は独身証明書（外国籍の者にあつては、外国の官憲（在日大使館等）の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書その他これに準ずる書類及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したものに限る。））

(3) 届出人（パートナーシップを形成している者を除く。）に係る戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）その他の近親者である事実を確認することができる書類

2 届出人は、届出書（第6項に規定するパートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書を含む。以下同じ。）の提出時に当該届出人に係る次に掲げる書類のいずれかを提示し、又はその写しを提出しなければならない。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証等であって、顔写真が貼付けされたもの

(4) 前各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

3 届出人は、届出書に自書することができないと市長が認めるときは、その者の立会いのうえ当該届出に係る他の届出人又は市職員に代書させることができる。

4 届出人（満15歳未満の者を除く。以下この項において同じ。）は、やむを得ない理由により立会いが困難であると市長が認めるときは、委任状を市長に提出することにより、当該届出に係る他の届出人に届出をさせることができる。この場合において、パートナーシップを形成している届出人のいずれもが他の届出人に届出をさせることはできない。

5 届出人は、あらかじめ届出書を提出する日時、場所等を市長と調整しなければならない。

6 第1項の規定にかかわらず、届出人のうちパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第2条に規定するパートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）の交付を受けている者は、それぞれ必要事項を自書したパートナーシップ・ファミリーシップ継続申告書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、持参により市長に提出しなければならない。

(1) 受領証

(2) 第1項第1号及び第3号に規定する書類

（通称の使用）

第5条 この要綱に基づく届出その他の手続には、戸籍上の氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 通称を使用しようとする者は、届出書又は第8条第1項の変更届に通称を日常的に使用していることを確認することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（受理証明書の交付）

第6条 市長は、第4条の届出があった場合において、届出人が第3条に掲げる要件

の全てを満たしていると認めるときは、届出人のうちパートナーシップを形成している者双方にパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（様式第2号。以下「受理証明書」という。）及び届出書の写しを手交により交付するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該パートナーシップを形成している一方の者に手交することができないときは、委任状を市長に提出することにより、当該パートナーシップを形成している他方の者に手交することができる。

2 第4条第2項及び第5項の規定は、受理証明書の交付について準用する。

（受理証明書の再交付）

第7条 受理証明書の交付を受けた者（以下「交付者」という。）は、次の各号のいずれかの理由に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）を持参により提出し、受理証明書の再交付を申請することができる。

（1）受理証明書の紛失

（2）受理証明書の毀損又は汚損

（3）その他特別の事情があると市長が認めたとき。

2 第4条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 第1項の規定による申請をする者（以下「再交付申請者」という。）は、やむを得ない理由により交付者双方の同項の規定による申請が困難であると市長が認めるときは、委任状を市長に提出することにより、交付者以外の者に持参させる方法により申請することができる。

4 再交付申請者は、第1項第2号又は第3号の理由により同項の規定による申請をするときは、再交付申請書に受理証明書を添付しなければならない。

5 市長は、第1項の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、再交付申請者に受理証明書を手交により再交付するものとする。

6 再交付申請者は、第1項第1号の理由により受理証明書の再交付を受けた場合において、その紛失した受理証明書を発見したときは、速やかに、当該発見した受理証明書を市長に返還しなければならない。

7 第4条第2項及び第5項の規定は、受理証明書の再交付について準用する。

(届出事項の変更等)

第8条 交付者は、届出書の記載事項について次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)に当該変更(第1号から第4号までに掲げる変更に限る。)に係る事実を確認することができる書類(第4条第1項各号に掲げる書類であるときは、当該届出をしようとする日前3月以内に発行又は作成されたものに限る。)を添えて、届出人のうち届出事項に変更を要する者の立会いのもと、持参により市長に提出しなければならない。この場合において、変更された事項が受理証明書の記載事項であるときは、変更届に当該受理証明書を添付しなければならない。

(1) 届出人のうちいずれかの者の氏名に変更があったとき。

(2) 届出人のうちいずれかの者の通称に変更があったとき。

(3) 届出人のうちいずれかの者の住所に変更があったとき。

(4) 新たに交付者の一方又は双方の近親者が届出人とファミリーシップを形成したとき。

(5) ファミリーシップを形成する意思がなくなったことその他の理由により、届出人のうちいずれかの近親者とのファミリーシップを解消したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、届出事項に変更があったとき。

2 ファミリーシップを形成する者(交付者を除き、満15歳以上の者に限る。)は、当該ファミリーシップを解消したときは、変更届を持参により市長に提出することができる。

3 第4条第2項、第3項及び第5項の規定は前2項の規定による変更届の提出について、同条第4項の規定は第1項の規定による変更届の提出について準用する。

4 市長は、第1項の規定による変更届の提出があった場合において適当と認めるときは、当該変更届を提出した者に変更届の写しを手交により交付するものとする。この場合において、変更届に受理証明書が添付されていたときは、市長は、当該変更届を提出した者に記載事項を変更した受理証明書を交付するものとする。

5 市長は、第2項の規定による変更届の提出があった場合において適当と認めると

きは、当該変更届を提出した者に変更届の写しを手交により交付するとともに、当該変更届に係る交付者にファミリーシップ届出事項変更通知書（様式第5号）により通知し、記載事項を変更した受理証明書を交付するものとする。この場合において、当該交付者は速やかに記載事項の変更前の受理証明書を返還しなければならない。

6 第4条第2項及び第5項の規定は、記載事項を変更した受理証明書の交付について準用する。

（届出の失効又は無効）

第9条 第4条第1項及び第6項の規定による届出は、次の各号のいずれかに該当するときは当該事由の発生時に失効する。

（1）交付者の一方がパートナーシップを解消したとき。

（2）交付者の一方が死亡したとき。

（3）交付者の一方又は双方が第3条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。

2 第4条第1項及び第6項の規定による届出は、次の各号のいずれかに該当するときは無効とする。この場合において、市長は、当該交付者に当該届出を無効とする旨を通知するものとする。

（1）交付者の一方がパートナーシップを形成する意思がなかったとき。

（2）第3条第1項各号に掲げる要件を満たしていなかったとき。

（3）第3条第1項第2号に規定する市内への転入を予定している者が、転入後速やかに変更届を提出しなかったとき。

（4）届出事項に虚偽があったとき。

（5）受理証明書を不正に使用したとき。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書の交付番号（受理証明書ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（受理証明書の返還）

第10条 交付者は、前条第1項第1号及び第3号並びに第2項に該当するときは、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届（様式第6号。

以下「返還届」という。)に受理証明書を添えて、持参により市長に提出しなければならない。ただし、交付者が規約第4条に規定する構成自治体に転出し、当該構成自治体において受理証明書と同等の書面の交付を受けた場合にあっては、この限りでない。

2 第4条第3項の規定は、返還届の提出について準用する。

3 交付者は、やむを得ない理由により返還届を持参により提出することが困難であると市長が認めるときは、郵送その他の市長が認める方法により提出することができる。

4 市長は、前条第1項の規定により届出が失効したことによる返還届の提出があったときは、当該返還届を提出した者とパートナーシップを形成していた交付者にパートナーシップ・ファミリーシップ届出失効通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(受理事実証明書の交付)

第11条 交付者又は返還届(第9条第1項の規定により届出が失効したものに限る。

)を提出した者は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書交付申請書(様式第8号。以下「受理事実証明書交付申請書」という。)を持参により提出し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理事実証明書(様式第9号。以下「受理事実証明書」という。)の交付を申請することができる。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 第1項の規定による申請をする者は、やむを得ない理由により受理事実証明書交付申請書を持参により申請することが困難であると市長が認めるときは、郵送その他の市長が認める方法により提出することができる。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、当該申請を行った者に受理事実証明書を交付するものとする。

5 第4条第2項の規定は、受理事実証明書の交付について準用する。

(兵庫県パートナーシップ制度との関係)

第12条 兵庫県パートナーシップ制度実施要綱第5条第1項の規定により交付されたパートナーシップ制度届出受理証明書(第3条第1項各号及び第2項の要件を満た

す場合に限る。)は、受理証明書と同等の効力を有するものとして取り扱うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第5項の規定(同項の規定を準用する場合を含む。)による調整その他パートナーシップの届出又はファミリーシップの届出のために必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。